

徳島県告示第三百六十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、二三の一五、二三の一六及び二九の三

- 二 指定の効力が失われた日

令和六年六月二十一日